

一般社団法人大阪府トラック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府トラック協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置き、理事会の決議によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府における貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の適正な運営と公正な競争を確保することにより公益性を高め、公共の福祉を増進することに寄与するほか、事業の社会的・経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業に関する調査、研究及び指導
- (2) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業に関する意志の公表及び国会、行政庁等への申出
- (3) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法その他の法令の施行の措置に対する協力
- (4) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (5) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の社会的・経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
- (6) 貨物自動車運送事業者が利用する共同施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
- (7) 貨物自動車運送事業に係る交通安全・労働災害及び環境保全に関する事項
- (8) 貨物自動車運送事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備等に関する事業
- (9) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐

- (10) 事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
- (11) 会員の福利厚生に関する事項
- (12) 貨物自動車運送事業者の経営の近代化に必要な車両・荷役機械の購入資金借入に係る債務の保証及び債務保証に係る担保の徴求
- (13) 前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 次に掲げる者は、この法人の会員となることができる。

- (1) 貨物自動車運送事業者で大阪府一円の地域内に事業所を有する者
- (2) 貨物運送取扱事業者で大阪府一円の地域内に事業所を有する者
- (3) 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で総会において推挙した者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を所属しようとする従たる事務所経由により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、常任理事会においてその可否を決定し、所属する従たる事務所経由により、本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第5条第1項第3号の会員はこれを除く。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を所属する従たる事務所経由により、会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えな

なければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 退会したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 当該会員が死亡し事業を相続されなかったとき、若しくは、失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 総会に出席しない会員は、議決権行使書面を会長に提出することで出席したものとみなし、1個の議決権を行使することができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

この場合においては第17条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使するときは、第16条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、署名及び押印又は署名しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 90名以上106名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、8名以内を副会長、25名以内を常任理事、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事並びに常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち4名以内及び監事のうち1名を会員以外の者から選任することができる。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事並びに常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序によって職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の会務を掌理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐してこの法人の会務を掌理する。
- 6 常任理事は、常任理事会を組織して会務を執行する。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定

した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第28条 この法人に、名誉会長2名以内、顧問2名以内、相談役10名以内を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は、会議に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び相談役には、第25条第1項及び第27条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「名誉会長、顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(4) その他重要な事項

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定める順序に従い各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長、副会長及び監事とする。

第7章 常任理事会及び正副会長会

(常任理事会)

第35条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第36条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会及び理事会の運営に関すること。

(2) 総会及び理事会に提出する議案の作成。

(正副会長会)

第37条 この法人に、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(正副会長会の権限)

第38条 正副会長会は、次の職務を行う。

(1) 常任理事会の運営に関すること。

(2) 常任理事会に提出する議案の作成。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第9章 部会

(部会)

第40条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を得て、部会を置くことができる。

2 部会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は坂本克己、辻 卓史、振津泰弘、福田泰久、川端英治、吉本英雄、杉山利一、松元憲行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(変更の経過)

1. 平成27年6月3日 副会長定数の変更
(第103回定時総会)
2. この変更定款は平成27年6月3日から施行する。